

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第 1 章 総則

第 3 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第 5 節 地震、津波の想定	2

第 2 章 災害予防計画

第 12 節 津波災害予防計画	3
第 13 節 地盤災害予防計画	4

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画	5
第 2 節 津波警報・地震情報等の伝達計画	6
第 4 節 情報の収集・伝達計画	10
第 5 節 広報広聴計画	11
第 16 節 医療・保健計画	12
第 23 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	13
第 27 節 ライフライン施設応急対策計画	14

頁	現 計 画	修 正 案																																
<p>2-1-2</p> <p>2-1-3</p> <p>2-1-5</p> <p>2-1-7</p>	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="320 394 839 904"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北総合通信局</td> <td>(1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) <u>災害情報共有システム(Lアラート)の普及・促進に関すること。</u> (5) [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="320 996 839 1317"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸(株)盛岡支店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北総合通信局	(1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) <u>災害情報共有システム(Lアラート)の普及・促進に関すること。</u> (5) [略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	ヤマト運輸(株)盛岡支店	[略]	[略]	[略]	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="930 394 1449 904"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北総合通信局</td> <td>(1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) <u>Lアラート(災害情報共有システム)の普及・促進に関すること。</u> (5) [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="930 996 1449 1317"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸(株)岩手主管支店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北総合通信局	(1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) <u>Lアラート(災害情報共有システム)の普及・促進に関すること。</u> (5) [略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	ヤマト運輸(株)岩手主管支店	[略]	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北総合通信局	(1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) <u>災害情報共有システム(Lアラート)の普及・促進に関すること。</u> (5) [略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
ヤマト運輸(株)盛岡支店	[略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北総合通信局	(1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) <u>Lアラート(災害情報共有システム)の普及・促進に関すること。</u> (5) [略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
ヤマト運輸(株)岩手主管支店	[略]																																	
[略]	[略]																																	
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>																																	

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-12	<p style="text-align: center;">第5節 地震、津波の想定</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 想定する地震の考え方</p> <p>本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については<u>北上低地西縁断層群北部地震</u>及び<u>北上低地西縁断層群南部地震</u>を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 地震、津波の想定</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 想定する地震の考え方</p> <p>本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については<u>北上低地西縁断層帯北部地震</u>及び<u>北上低地西縁断層帯南部地震</u>を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。</p>
修正理由	○ 現状に合わせた修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																
<p>2-2-29</p> <p>2-2-30</p>	<p style="text-align: center;">第 12 節 津波災害予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 津波災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 748"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮 対策事業</td> <td>野田海岸</td> <td><u>H18～</u> <u>H29</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行年	所 管	[略]	[略]	[略]	[略]	海岸高潮 対策事業	野田海岸	<u>H18～</u> <u>H29</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第 12 節 津波災害予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 津波災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 748"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮 対策事業</td> <td>野田海岸</td> <td><u>H1～R1</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行年	所 管	[略]	[略]	[略]	[略]	海岸高潮 対策事業	野田海岸	<u>H1～R1</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
事業名	施行箇所	施行年	所 管																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
海岸高潮 対策事業	野田海岸	<u>H18～</u> <u>H29</u>	[略]																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
事業名	施行箇所	施行年	所 管																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
海岸高潮 対策事業	野田海岸	<u>H1～R1</u>	[略]																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
<p>修正 理由</p>	<p>○ 現状に合わせた修正</p>																																	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>2-2-33</p> <p>2-2-34</p>	<p style="text-align: center;">第13節 地盤災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 宅地防災対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第4 ダム防災対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ その他のダム及び農業用ため池等のうち、<u>老朽化の著しいもの又は耐震構造に不安があるもの</u>については、次により調査等を実施し、適切な情報提供を行うとともに、下流に及ぼす被害が大きいと予測されるものから、順次、対策を講じる。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 測定した資料を基に、速やかに堤体の補強、漏水防止、余水吐、取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理を行うよう管理団体を指導する。</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第13節 地盤災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 宅地防災対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>第4 ダム防災対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ その他のダム及び農業用ため池等のうち、<u>決壊した場合に影響が大きいもの又は耐震構造に不安があるもの</u>については、次により調査等を実施し、適切な情報提供を行うとともに、下流に及ぼす被害が大きいと予測されるものから、順次、対策を講じる。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 測定した資料を基に、速やかに堤体の補強対策や統廃合、漏水防止、余水吐、取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理を行うよう管理団体を指導する。</p> <p>○ [略]</p> <p>第5 ため池防災対策</p> <p>○ <u>県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>2-3-1</p> <p>2-3-5</p> <p>2-3-7</p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 本部の配備職員の範囲</p> <p>別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 広域支部及び地方支部の配備職員の範囲</p> <p>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 地方支部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 本部長又は広域支部長若しくは地方支部長は、<u>通信途絶等により災害時に被災市町村からの情報収集が困難であると認めるときは、当該被災市町村に現地連絡員を2人以上派遣する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 本部の配備職員の範囲</p> <p>別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 広域支部及び地方支部の配備職員の範囲</p> <p>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 地方支部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 本部長又は広域支部長若しくは地方支部長は、<u>必要と認めるときは、被災市町村に現地連絡員を2人以上派遣する。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 台風第19号の災害対応を踏まえた修正</p> <p>※現地連絡員は、「通信途絶等により災害時に被災市町村からの情報収集が困難であると認めるときに派遣する」とされているが、今回の台風第19号災害では各市町村の本部機能が喪失したり通信途絶したということがなかったことから、「情報収集が困難である」とまではいえず、現地連絡員派遣が遅くなる状況が生じた。</p> <p>以上から、もっと柔軟に積極的に派遣できるように、現地連絡員派遣の条件を見直すもの。</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																											
2-3-17	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="284 528 839 1122"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	[略]	[略]	[略]	遠地地震に関する情報	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="895 528 1450 1608"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	[略]	[略]	[略]
種 類	発表基準	内 容																											
[略]	[略]	[略]																											
遠地地震に関する情報	[略]	[略]																											
[略]	[略]	[略]																											
種 類	発表基準	内 容																											
[略]	[略]	[略]																											
[略]	[略]	[略]																											
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。																											
[略]	[略]	[略]																											
2-3-18	<p>ウ 地震活動に関する解説情報等</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 1704 839 2024"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>管内地震活動図及び週間地震概況</td> <td>月毎又は週毎に発表される地震活動状況等に関する資料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア 津波警報等の種類と内容</p>	種 類	内 容	[略]	[略]	管内地震活動図及び週間地震概況	月毎又は週毎に発表される地震活動状況等に関する資料	<p>ウ 地震活動に関する解説情報等</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="868 1704 1450 2024"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>月間地震概況及び週間地震概況</td> <td>月毎及び週毎（定期）に発表される地震活動状況等に関する資料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア 津波警報等の種類と内容</p>	種 類	内 容	[略]	[略]	月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週毎（定期）に発表される地震活動状況等に関する資料															
種 類	内 容																												
[略]	[略]																												
管内地震活動図及び週間地震概況	月毎又は週毎に発表される地震活動状況等に関する資料																												
種 類	内 容																												
[略]	[略]																												
月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週毎（定期）に発表される地震活動状況等に関する資料																												

2-3-19

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		[略]	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	[略]	[略]	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	[略]	[略]	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	[略]	[略]	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		[略]	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	[略]	[略]	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	[略]	[略]	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	[略]	[略]	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転

覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波情報の種類と内容

[略]

・ 最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

ウ 津波予報の内容

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	[略]	[略]
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)。	[略]
	[略]	[略]

(3) 津波警報等における津波予報区と海域名

ア [略]

イ 情報に用いる海域名

イ 津波情報の種類と内容

[略]

・ 最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

ウ 津波予報の内容

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	[略]	[略]
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)。	[略]
	[略]	[略]

(3) 津波警報等における津波予報区と震央地名

ア [略]

イ 情報に用いる震央地名

2-3-23	<p>○ 地震情報に用いる<u>海域名</u>は、資料編 3-2-12 のとおりである。</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>(6) 県の措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波警報等については、通信衛星「<u>スーパーバード B2 号機</u>」を通じて、対処に時間的余裕のない緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。</p>	<p>○ 地震情報に用いる<u>震央地名</u>は、資料編 3-2-12 のとおりである。</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>(6) 県の措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波警報等については、通信衛星「<u>スーパーバード B3 号機</u>」を通じて、対処に時間的余裕のない緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。</p>
修正理由	<p>○ 現状に合わせた修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>	

頁	現 計 画	修 正 案												
<p>2-3-31</p> <p>2-3-34</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 広報広聴計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="284 394 841 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 394 461 441">実施機関</th> <th data-bbox="461 394 841 441">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 441 461 488">[略]</td> <td data-bbox="461 441 841 488">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 488 461 712">(社)岩手県 高压ガス保 安協会 盛岡ガス (株)</td> <td data-bbox="461 488 841 712">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(社)岩手県 高压ガス保 安協会 盛岡ガス (株)	[略]	<p style="text-align: center;">第 5 節 広報広聴計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="893 394 1450 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="893 394 1070 441">実施機関</th> <th data-bbox="1070 394 1450 441">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="893 441 1070 488">[略]</td> <td data-bbox="1070 441 1450 488">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 488 1070 712">(一社)岩手 県高压ガス 保安協会 盛岡ガス (株)</td> <td data-bbox="1070 488 1450 712">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(一社)岩手 県高压ガス 保安協会 盛岡ガス (株)	[略]
実施機関	広報広聴活動の内容													
[略]	[略]													
(社)岩手県 高压ガス保 安協会 盛岡ガス (株)	[略]													
実施機関	広報広聴活動の内容													
[略]	[略]													
(一社)岩手 県高压ガス 保安協会 盛岡ガス (株)	[略]													
<p>修正理由</p>	<p>○ 現状に合わせた修正</p>													

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-50	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-60	<p>第23節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 遺体の埋葬</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合の協力を得て、調達又はあっせんを行う。</p>	<p>第23節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 遺体の埋葬</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会の協力を得て、調達又はあっせんを行う。</p>
修正理由	○ 現状に合わせた修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-64	<p style="text-align: center;">第 27 節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 県及び市町村は、その収集した航空写真等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。 	<p style="text-align: center;">第 27 節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 県及び市町村は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、<u>G I S の活用による情報提供</u>に努める。
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に伴う修正 	